

宮崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

口蹄疫被害に係る労働保険料等の納付の猶予について

宮崎県で発生した口蹄疫による被害に対する労働保険料関係の対策として、下記のとおり納付の猶予を行うこととするので、貴下職員に対して周知徹底を図り、実施に当たっては遺漏のなきよう取り扱われたい。

記

1 損失を受けた日に納期限が到来していない労働保険料等について

口蹄疫による被害により、労働保険料又は一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）の納付者が、その財産に相当な損失を受けたときは、その後に納付期限が到来し、納付期限内に納付することが困難と認められる労働保険料等について、事業主からの申請に基づき、その納付の全部又は一部を1年以内の期間猶予することができること（国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項）。

なお、「相当な損失」の範囲及びその納付猶予の期間は、「「徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）」の改訂について」（平成20年3月31日基発第0331008号）の別添（以下「徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）」という。）第4節第3の2(2)②「納付猶予の期間」の定めにかかわらず、おおむね20%以上の損失について、納期限の翌日から1年以内とすることとする。

2 損失を受けた日に納期限の到来している労働保険料等について

口蹄疫による被害により、労働保険料等の納付者が、その財産につき災害を受け、その該当する事実に基づき、労働保険料等を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、事業主の申請に基づき、1年以内の期間猶予することができること（国税通則法第46条第2項）。

3 その他

労働保険料等の納付猶予の事務処理方法等については、「徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）」の別添第4節第3「納付猶予」の項を参照すること。